

さいたま市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月24日

さいたま市人事委員会委員長

白鳥 敏男

さいたま市人事委員会規則第11号

さいたま市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（書面の交付及びその写しの提出）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項ただし書の場合において、書面を受けべき者の所在が知れないときは、<u>公示の方法によって書面の交付に代えることができる。</u></p> <p>3 <u>前項の公示の方法は、交付する書面に記載された内容について、さいたま市行政手続条例（平成13年さいたま市条例第22号）第15条第4項の規定の例による措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該書面がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>4 任命権者は、<u>第1項に規定する書面の交付を行った場合（前2項の規定により公示の方法によって書面の交付に代えた場合を含む。）</u>には、速やかに書面の写しを人事委員会に提出しなければならない。</p>	<p>（書面の交付及びその写しの提出）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項ただし書の場合において、書面を受けべき者の所在が知れないときは、<u>当該書面に記載された内容を公示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その公示をした日から起算して2週間を経過した日に書面の交付があつたものとみなす。</u></p> <p>3 任命権者は、<u>前2項に規定する交付等を行った場合には、速やかに書面の写しを人事委員会に提出しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。